

保管金の電子納付を利用してみませんか？

※その他、ご利用にあたっては裏面のFAQをお読みください。

メリット

- 1 原則24時間365日、どこからでも納付可能
裁判所の開庁時間に影響を受けずに納付ができます
- 2 手数料原則不要
当座納付に必要な手数料が、電子納付では原則不要です
- 3 保管金提出書の裁判所への持参（送付）不要
自宅や職場から保管金の納付ができます
- 4 全国の裁判所で利用可能
一度登録すると、全国の裁判所のどこでも電子納付ができるようになります
- 5 あらかじめ登録した口座に残金を自動的に還付
保管金提出書に、毎度自身の口座情報を書く必要がなくなります

注意点

- 1 民事執行事件の買受申出保証金、売却代金に関しては、現在、電子納付はできません。
- 2 時間帯によっては納付を確認できない場合があります（午後5時以降や非開庁日）。保釈保証金等の緊急性を要するものは、予め担当の職員にご相談ください。
- 3 インターネットバンキングやATM利用時に支払限度額が設定されている場合があります。各金融機関にお問い合わせください。

電子納付の流れ

- 1 利用者登録（事前登録）を行ってください
電子納付を利用するためには、裁判所に「[電子納付利用者登録申請書](#)」を提出し、「登録コード」を取得します。登録コードは保管金の納付番号の付与を受ける際に必要となる利用者固有のコードであり、全国の裁判所共通で利用できます。
- 2 電子納付を希望する旨をお伝えください
電子納付を希望する場合には、保管金提出書の交付前に「登録コード」を担当書記官に伝えてください。電子納付に対応した保管金提出書をお渡しします。
- 3 電子納付をします
インターネットバンキング、ペイジーマーク（Pay-easy対応）のあるATM等を利用して電子納付を行ってください。その際には、保管金提出書に記載されている
収納機関番号、納付番号、確認番号が必要となります。

以下の欄に収納機関番号、納付番号、確認番号が印字されている場合は、従来の納付方法に加えPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して保管金の電子納付をすることができます。

収納機関番号	納付番号	確認番号	登録コード
--------	------	------	-------

問い合わせ先

長崎地方裁判所会計課保管金係
長崎家庭裁判所会計課経理係

TEL : [095-804-4164](tel:095-804-4164)
FAX : 095-824-1943

※地家裁両方の保管金を家庭裁判所会計課で受け入れています。

よくある質問 (FAQ)

～聞かれる質問をまとめてみました～

Q1 ペイジー (Pay-easy) とは何ですか？

A1 ペイジーとは、公共料金、各種料金等の支払いをATM等から支払うことができるサービスです。ペイジーマークある納付書、請求書等の支払いに利用できます。裁判所の保管金もペイジーによる電子納付ができます。

Q2 電子納付は、どこの裁判所でできますか？

A2 全国の裁判所で電子納付が可能です。

Q3 電子納付ができる金融機関はどこですか？

A3 都市銀行、ゆうちょ銀行、長崎であれば十八親和銀行等のほとんどの金融機関が利用可能です。詳しくは[ペイジーHP](#)をご確認ください。

Q4 電子納付をする際に手数料はかかりますか？

A4 原則として手数料はかかりません。ただし、金融機関によっては手数料がかかる場合もあるので、利用する金融機関にお問い合わせください。

Q5 電子納付の具体的な利用方法は？

A5 まず、①電子納付利用者登録を行います。所定の申請書に記入して裁判所に提出すると利用者登録コードが交付されます。②電子納付を利用する旨を事件窓口に申請して、担当書記官から収納機関番号、納付番号、確認番号が記載された保管金提出書を受け取ってください。③交付された提出書の各番号をネットバンキングやペイジー対応のATMに入力して納付をしてください。

Q6 登録申請してからどれくらいで納付が可能になりますか？

A6 電子納付の登録コードの発行は30分程度で可能です。その後納付が可能になるので、最短一日で電子納付が可能になります。